

今月の人権カレンダー

- 8日：国際女性デー
- 21日：国際人種差別撤廃デー
- 21日：世界ダウン症の日

3月の予定

- 7日(木)：にこにこサロン
- 19日(火)：よろず会議
- 21日(木)：にこにこサロン
- 23日(土)：子ども料理教室
- 25日(月)：児童・生徒鳥取大学見学研修



災害時の人権 みんなで避難、つくろう避難所！

2024(令和6)年1月1日に発生した能登地震では、長時間、広範囲にわたり日本海沿岸に津波警報が発令され、災害時の避難方法や避難所生活を身近に考える機会になったのではないのでしょうか。

地域防災を考えていく上では、さまざまな状態を想定し、男性ばかりではなく、女性や障がいのある人、外国にルーツを持つ人、子ども、高齢者等の多様な人が防災対策づくりに携わっていくことが大切です。

大きな災害が起こる度に、防災・減災のために避難訓練や避難所運営について反省をし、教訓として見直しを重ねてきました。それでも、まだまだ足りないところがあるはずです。

人権の視点を中心に据えて、今後もさらに進化させていきましょう。

2016年の熊本地震以降、災害時に女性が直面する避難所の問題への対応が必要とされました。

◆< 育児・介護・女性用品の不足、プライバシーの確保 >

例：生理用品、介護・育児用おしめやパンツ、授乳場所、更衣室等、除菌シートや水無し歯磨き等の衛生用品

- ・サイズや用途を言いたくても、わがままだと受け取られる恐れから言い出せない。
- ・着替えたり体を拭いたりすることが難しい。我慢し続けると衛生状態も悪化、病気になる。

◆< 膀胱炎や婦人科系疾患・高齢者のフレイル、各世代で起こる不眠の予防 >

◆< DV や性暴力、性的ハラスメントの予防 >

避難所の運営に女性が係わることによって「授乳スペースの確保」や「男女別の更衣室」の設置などを迅速に考え対応していくことができます。

子どもたちや高齢者、障がいのある人への対応についても、多様な人で考えることによって対処対応の改良をしていくことができます。

避難者自身が持つ多様性をみんなが理解し、避難所生活がストレスにつながることをないようにみんなで考えて努力していきましょう。



生活で困っていることはありませんか？

家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ。悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇した場合は、倉吉市人権政策課、又は、最寄りの人権文化センターまでご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net



3月号 NO.435(2024年3月1日発行)

みんなで考えよう「人権記念日」

HUMAN RIGHTS



【3月の人権記念日】

1975年制定

3月8日 国際女性デー

1904年にアメリカのニューヨークで起きたデモなど、1900年代初頭にあった女性の参政権や女性労働者に関する労働条件の改善などを訴えて、縫製労働者がストライキを行いました。

1910年には、17か国が参加したコペンハーゲンでの会議で、女性の権利運動を称える国際的な「女性の日」が作られました。

1975年に国連が国際女性デーを制定し、2年後に公式な日として認定しました。

1966年制定

3月21日 国際人種差別撤廃デー

1960年3月21日に、南アフリカのシャープビルで、アパルトヘイト(白人と非白人を差別する人種隔離政策)に反対する平和デモ行進に対して、警察が発砲して69人が死亡した事件をきっかけに、1966年に国連が制定しました。

2011年制定

3月21日 世界ダウン症の日

2011年にダウン症のある人たちが、その人らしく、安心して暮らしていけるよう、世界中に問題解決を呼びかけるために国連が制定しました。

ダウン症があるほとんどの人たちには、21番目の染色体が3本あることから、「3月21日」が「世界ダウン症の日」と定められました。毎年、記念行事・啓発イベントが行われています。

21世紀になった今も、国際社会やそして日本でも、人種差別は無くなっていません。

そして、いまだに社会のあらゆる場面で、性別、人種、年齢、出自、病気、障がい、宗教、民族などを理由として差別が行われています。その差別は、一人の人が一つの理由で差別されるだけではありません。

女性について考えてみると、家庭では仕事の有無に関わらず、家事、育児、介護が女性の役割だとされ、過重な労働を担っています。職場や地域社会では、女性であることで軽んじられ、意見を取り上げてもらえなかったりすることがあります。出自が被差別部落であるとか、障がいがあるとか外国籍であると、さらに問題が複雑に絡み合って、深刻な被害を受けることになります。このような状況を「複合差別」と言います。

まだまだ、社会では、様々な差別の問題が別々に考えられ、切り分けて考えようとされていると感じています。しかし、それでは、不平等や不公平の中で生きている人々が困難な生活を強いられていることは理解されず困難なままです。

自然災害や事故が突如起こるように、人生においては何が起こるかわかりません。「明日は我が身」です。私たちは、多様性を受け入れて共に助け合える社会をめざし、今こそ未来に向かって一人ひとりの意識と行動を変えていきましょう。

《2月 こんなことしました》

❖1日(木)・15日(木)：にこにこサロン

1日：節分祭にちなんで恵方巻きづくりしました。

海苔の上に酢飯を広げ具を並べて巻いて、美味しい巻き寿司が出来上がりました。

15日：明倫地区食生活改善推進員さんに来ていただき、介護予防についてお話を聞き、たんぱく質を多く含む食事を教えていただきながら一緒に食事づくりをしました。

❖13日(火)：スマホ教室（災害時のネットの設定、活用の利点）

「テレビやラジオよりも早く、ピンポイントで災害情報がわかる」、「今いる地域の情報がピンポイントでわかる」、「安否確認が簡単にできる（LINE活用で自分がある場所を伝えることも簡単）」など、今、気になる災害時のスマートフォンの使い方を学びました。



<3月のおすすめの絵本>

「知里幸恵とアイヌ」 出版社：小学館

著：ひきの真二、三条和都 監修：知里幸恵銀のしずく記念館

アイヌ語を初めて書き表し19歳という若さでこの世を去ったアイヌの天才少女知里幸恵の人生。途絶えつつあったアイヌの口承文芸を後世に残しました。

アイヌ先住民族の歴史や文化、信仰観などを紹介しています。

アイヌは北海道をはじめ、樺太や北方四島に住んでいた日本の先住民族です。

江戸時代、松前藩から不平等な交易を強いられ、土地を奪われ、労働を強制され、差別を受け続けました。明治期に入って日本政府が北海道を開拓し始めると、アイヌは住んでいた土地を追われ、「同化政策」によって日本人化させられました。アイヌは、言葉は持っていましたが、文字は持っておらず、日本語教育によって、徐々にアイヌ語を話せない人々も出てきました。アイヌ語という民族の精神的な拠り所すら失われつつある中、1918年アイヌの少女・知里幸恵とアイヌ語研究者・金田一京助の運命的な出会い。アイヌ語と日本語を巧みに操れる幸恵は、金田一とともに、「アイヌ神謡集」をつくりました。



「せかいでさいしょにズボンをはいた女の子」

作：キースネグレー 訳：石井 睦美 出版社：光村教育図書

女の子がズボンをはく。今では当たり前のことが、許されない時代があった。

「そんなことって考えられる？」それも、たった150年前の本当の話。

女の子が着ることができたのは、窮屈なドレスだけ。動きにくい、息をするのも楽じゃない。だけど、それがおかしいことだなんて、みんな思わない…。

でも、メアリーだけは違った！彼女はズボンをはいて町へ出かけた。すると、とにかく大騒ぎ。「とんでもない」「ズボンなんかはいて、後悔するぞ」。みんなの言葉には屈しないメアリーだったけど、やっぱり胸にささる。どうしてみんなが文句をつけるのかわからない。そんな時、お父さんが言ったのは…。

モデルとなったのは、女性初の軍医として活躍し、フェミニストとして知られたメアリー・E・ウォーカーです。

常識だと思っていたことが、常識ではない時代に道を切り開いてくれた人がいました。変化していく時代の当たり前を考えて、声を上げていくことも必要なことです。



女性新法

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 令和6年4月1日施行

近年、女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係の破綻など複雑化、多様化、複合化してきています。コロナ禍により、その課題は複雑に困難を極めてきたと言ってもよいかもしれません。

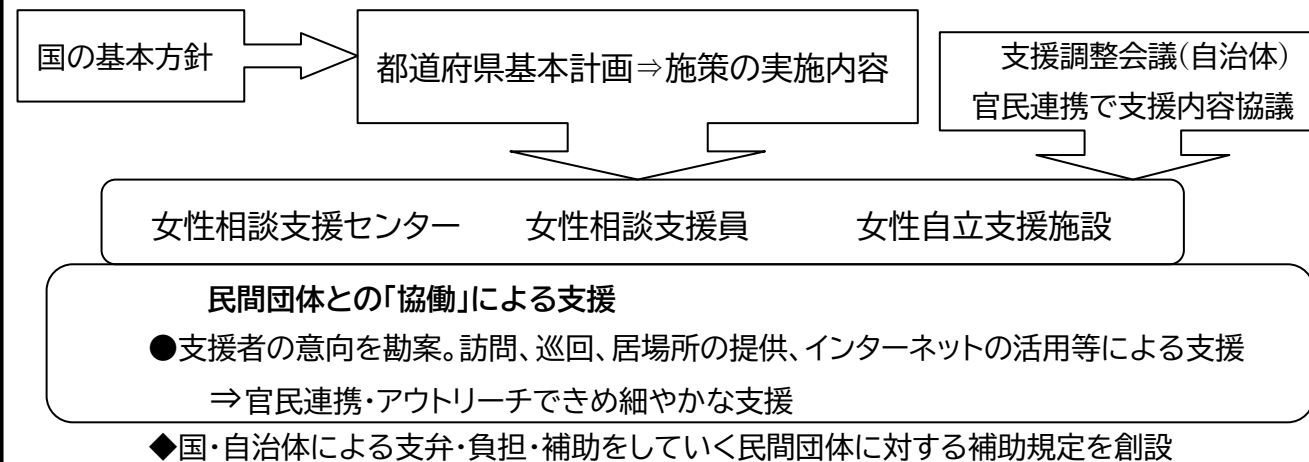
そこで、「**孤独・孤立対策**」の視点からも新たな女性支援強化が喫緊の課題であると、「**売春防止法**」から**脱却**し、困難な問題を抱える女性支援の根拠法として新法が施行されます。先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」という支援の枠組みを構築して、「**女性福祉**」の増進に「**人権の尊重や擁護**」、「**男女平等**」の視点を明確に規定し、支援に取り組んでいくものです。

【基本理念と方針】…女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等の視点を規定

当事者の意思の尊重と心身の健康回復、多様化・複合化する女性支援ニーズに対応しうる、多様な支援の提供、他機関・民間との協働による支援を推進する。

【国・地方公共団体の責務】…困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる。

教育・啓発、調査研究の推進、人材の確保、民間団体の援助 等



新法のポイント…**リプロダクティブ・ヘルス/ライツ**(性や身体のことを自分で決め、守ることができる権利)の徹底と性的規範の強化が求められる。

- ①当事者の意思の尊重と心身の健康回復、人権が尊重され、女性が安心して自律して暮らせる社会の実現に寄与する。
- ②すべての困難な課題を抱える女性を対象に、本人の意思の尊重・自己決定過程への支援、当事者も参加する支援方針づくり。従来の婦人保護事業の管理的・閉鎖的支援から脱却し、他機関官民連携・協働の支援、寄り添う支援へ。
- ③民間との協働・女性福祉の構築と増進。売春防止法からの脱却。人権保障、権利擁護、自己決定の尊重。ジェンダーを意識し、性暴力、性虐待、性搾取、リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの対応が必要。
- ④困難な問題を抱える女性への支援が、早期発見と早期から切れ目なく実施されるようにすること。人権擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする。

※**セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ「SRHR」**(性と生殖に関する健康と権利)

➡この問題は女性の人権に深く関わっている。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①セクシャル・ヘルス…性の健康 | ②リプロダクティブ・ヘルス…生殖の健康 |
| ③セクシャル・ライツ…性の権利 | ④リプロダクティブ・ライツ…生殖の権利 |

圧倒的に男性優位な立場にあって、女性が全面的に引き受けてきた歴史と現実があることから、目を背けてはいけません。性の多様性、ジェンダー平等、人権、からだの権利を学び、互いに尊重し合い、安心安全な社会づくりをめざしたいと思います。